

食品産業等関係者 様

「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」について

外部からの武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小とするため、国、地方公共団体等の責務、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃によって引き起こされた災害への対処等の措置を規定した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が平成16年6月に成立しました。

この度、国民保護法に基づき、農林水産省（林野庁及び水産庁を含む。）が実施する国民保護措置の内容、実施方法等について定めた「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」を作成しました。

仮に、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合等には、以下のような措置を実施していくこととしております。関係者の皆様方の御理解と御協力をお願いします。

<計画のポイント>

○ 避難住民等に対する応急用食料の供給

- ・ 農林水産省では、都道府県による避難住民等に対する応急用食料の調達・供給について支援するため、平素から、食料調達に関する情報収集・提供等を行うこととしております。
- ・ このため、これまで地震などの災害対策を目的として実施されている調査と共同で、応急用食料※について、業界団体等を通じ、調達可能量（流通在庫量等）等の調査をしております。（調査結果については都道府県に提供しています。）
（※ 精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、水（ペットボトル）等）
- ・ また、武力攻撃を受けた場合には、都道府県からの要請に応じ、農林水産省が備蓄している応急用食料の速やかな供給を行うほか、その他の物資については、関係業者又は業界団体等に対して出荷要請をします。

○ ＮＢＣ（核・生物・化学兵器）攻撃等による汚染農林水産物等の安全性確認

- ・ ＮＢＣ攻撃等が発生した場合には、食品安全委員会等と連携し、農林水産物及びその加工食品の安全性確認のための調査に努め、安全性が確認された飲食物品について、その調査結果等を迅速、正確かつ分かりやすく、広く国民に周知します。
- ・ また、安全性が確認された飲食物品の流通上の適切な対応について、食品業界、流通業界等への要請等を行います。

- ・ 仮に、調査の結果、必要がある場合には、厚生労働省と協力し、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について食品産業等の関係機関に要請します。
- ・ これらの措置を適切に行うことにより、飲食物品の消費行動の混乱とそれに伴う経済的な被害の防止に努めます。

○ 食料等の価格・供給の安定

武力攻撃を受けた場合において、食料等の国民生活との関連が高い物資についての価格が高騰しないよう、また買占め・売惜しみが生じないよう、必要に応じて、需給動向や価格動向の調査・監視、備蓄している物資の活用等の措置を講じます。

○ その他

上記の他にも、農林水産省では、危険物質の取扱所の安全確保、各種情報の収集・提供等の国民の保護のための措置を行うこととしております。

（ お問い合わせ窓口 ）

農林水産省大臣官房文書課

災害総合対策室防災危機管理班

電 話 ０３－６７４４－０５７８

F A X ０３－６７４４－７１５８